

議案第 23 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1入園料の項中「100円」を「120円」に、「500円」を「620円」に、「410円」を「500円」に、「2,000円」を「2,500円」に、「70円」を「80円」に、「290円」を「350円」に改める。

別表第2宿泊料の項中

「

1,000円	1,300円
1,600円	2,000円
2,200円	2,700円
800円	1,000円
1,200円	1,600円
1,700円	2,100円
8,200円	10,300円
6,500円	8,200円
15,700円	18,900円
12,600円	15,700円

」を

「

1,200円	1,600円
1,900円	2,400円

2, 7 0 0 円	3, 3 0 0 円
9 0 0 円	1, 2 0 0 円
1, 4 0 0 円	1, 9 0 0 円
2, 1 0 0 円	2, 6 0 0 円
1 0, 1 0 0 円	1 3, 1 0 0 円
8, 0 0 0 円	1 0, 4 0 0 円
1 9, 4 0 0 円	2 5, 2 0 0 円
1 5, 6 0 0 円	2 0, 2 0 0 円

」に改める。

別表第3室料の項研修室、学習室、実習室、古民家、体育館又は多目的室の
 目中「2, 7 0 0 円」を「3, 3 0 0 円」に、「5, 4 0 0 円」を「6, 6 0 0
 円」に、「6 7 0 円」を「8 3 0 円」に改め、同項農産加工室の目中「1, 0 0
 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「2, 0 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、「2 5
 0 円」を「3 0 0 円」に改め、同項調理室の目中「1, 2 0 0 円」を「1, 4
 0 0 円」に、「2, 4 0 0 円」を「2, 8 0 0 円」に、「3 0 0 円」を「3 5 0
 円」に改める。

別表第5撮影料の項中「1 2, 5 0 0 円」を「1 5, 5 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定（年間の入園料に係る部分に限る。）は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 3 新条例別表第1の規定（年間の入園料に係る部分を除く。次項において同じ。）は、同項に定めるものを除き、適用日以後の佐倉草ぶえの丘への入園（以下「入園」という。）に係る利用料金の上限額について適用し、適用日前の入園に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。
- 4 佐倉草ぶえの丘の施設の使用又は佐倉草ぶえの丘における撮影（以下「施設使用等」という。）を伴う入園であって、その施設使用等の許可の申請が令和7年12月1日（以下「基準日」という。）前にあったものの当該入園に係る利用料金の上限額については、新条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例別表第2、別表第3及び別表第5の規定は、適用日以後の施設使用等に係る利用料金の上限額であって、基準日以後に施設使用等の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の施設使用等に係る利用料金の上限額及び基準日前に施設使用等の許可の申請があった当該施設使用等に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。